

公的研究費の事務処理に関する権限と責任

名古屋葵大学

名古屋女子大学短期大学部

令和7年4月1日改正

役 職 名	責 任 分 担 等
学 長 (最高管理責任者)	機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う
法 人 本 部 長 (統括管理責任者)	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ
事 務 局 長 (コンプライアンス推進責任者)	事務部門における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ
学部長 ・ 部長 研 究 科 長 (コンプライアンス推進責任者)	各学部における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ
学 科 長 課 室 の 長 (コンプライアンス推進副責任者)	コンプライアンス推進責任者の指示を受け、コンプライアンス推進責任者を補佐する
被 交 付 者	1 個又は 1 組が 5 万円未満の直接経費における物品購入について、業者の選定、見積書等の徴収及び発注を行う
財 務 課 長 (経費管理責任者)	直接経費及び間接経費に係る支払業務責任者
総務課担当職員 (相談受付窓口)	1 個又は 1 組が 5 万円以上の直接経費における物品購入について、被交付者に代わり業者の選定、見積書等の徴収及び発注を行う 直接経費で購入する全ての納品検収を行う